



発行所



土地連

一般社団法人 沖縄県軍用地等地主会連合会

北谷町字桑江129番地4
 発行人 比嘉宏仁
 電話 (098) 923-2258
 FAX (098) 923-2257

令和2年度貸貸料予算案が「1,021億円」で決定

政府は令和元年12月20日、「令和2年度一般会計歳入歳出概算について」を閣議決定しました。これにより令和2年度の沖縄県の駐留軍用地等に係る貸貸料予算案は概算要求どおり、「前年度比1・0%増」の1,021億円となることが決定しました。なお、政府予算案は年度末までに国会内で審議されたのちに正式に成立となります。

本会では、今後も関係機関と連携を密にしなが、要請、政策提言活動に取り組んでまいります。

令和2年度貸貸料の要請方針を決定

本会では、令和元年6月25日に「ザ・ビーチタワー1沖縄（北谷町）において「第96回定時会員総会」を開催し、令和2年度貸貸料の要請額を決定しました。

令和2年度貸貸料の要請にあたっては、「評価地目の適正な見直し」を実現するため、段階的に実現可能な要求額を算出し、要請していくという基本方針のもと、昨年度より予算措置を要請している「地域間格差」の是正を進めるための予算と併せ、次の要求額で決定しました。

- 「令和2年度軍用地等貸貸料の増額措置について（要請）」
- 要請額1,052億円
 - 前年度比4・1%増
 - （約41億円増）

総会の決定に基づき要請活動を展開

総会の決定を受け、7月3日に全役員にて沖縄防衛



中村地方協力局長へ要請書を手交する眞喜志会長（7月4日、防衛省）

局を訪問し、田中局長へ要請書を手交しました。

要請を受けた田中局長からは、「要請の主旨は理解した。最終的な予算編成は本省にて行われるが、要求額の達成に向け、我々ができることとして本省に対し働きかけていきたい。」旨の回答を得ました。

翌4日、全役員で上京し、防衛省の中村地方協力局長へ要請書を手交しました。要請にあたって、眞喜志会長からは、「近年の地価動向に対して予算、単価の上昇率が十分なものとなっていない。地域・種別間の単価格差といった問題を解決していくためにも貸貸料予算を十分に確保してもらい

主な紙面紹介

- 1面 令和2年度貸貸料予算案が「1,021億円」で決定
- 2面 駐留軍用地の返還に係る本会の活動

「現在の防衛省からの提示額では大変厳しく、到底納得できない。地権者の現状に配慮し、予算措置してもらいたい。」旨の意見が出されました。

これに対し、防衛省側からも「概算要求基準によつて、貸貸料予算（義務的経費）については、前年度と同額という指針が出されている。そうした中で、地権者の声に応えるために最大限努力した結果として8・5億円増を提示していることとを理解してもらいたい。」旨の意見が出されました。

防衛省からの提示と再交渉

8月16日、理事会の場において防衛省から提示された沖縄借料予算の概算要求額は、「対前年度比約0・85%（8・5億円）増」と本会からの要求とは大きくかけ離れていました。この結果を基に理事会で協議した結果、提示額をそのまま受け入れることはできないことから、貸貸料予算の増額に向け、全役員で上京し、再交渉を行うこととなりました。



中村地方協力局長へ概算要求額の再考を訴える眞喜志会長（8月16日、防衛省）

翌23日、三役は防衛省との再交渉を行い、上乗せを強く求めました。その結果、中村局長より、最終的な提示額として、「対前年度比1・0%増（約10億円増）」の提示を受けたことから、三役はこれを受け入れることとしました。

なお、提示額を受け入れるにあたり、眞喜志会長から、中村局長に対し、「貸貸料単価における地域間格差の是正を進めるため、防衛省を交えた協議の場を設けたい。」旨の申し入れが行われました。

これに対し、中村局長より、「防衛省としても、貸貸料単価に係る地域間格差の是正に向け、協力して

その後も役員等から様々な意見が出され、最終的には、防衛省側が提示額に更なる上乗せができるように努力し、その結果を以て改めて中村局長と交渉することとなりました。

交渉後、眞喜志会長から、「交渉において防衛省は現在の提示額（8・5億円）が最大限努力した結果だと言っていたが、交渉の結果上積みに向け努力する、との回答を得た。今後の防衛省から示される提示額とその対応について協議したい。」との提案がされ、緊急理事会を開催することとなりました。

政府予算案は概算要求額どおり満額確保で決定

政府予算案の決定を迎えるにあたり、12月19日、三役は、中村局長へ概算要求通り満額確保することを求めるため上京しました。その際、中村局長からは、「要請・交渉時においては、土地連の要望に答えられず申し訳なく思っている。予算額の確保に向け、財務省との調整など、概算要求額を死守すべく取り組んできた。来る閣議においては、満額確保される見通しである。」旨の説明を受けました。これを受け、眞喜志会



予算の満額確保を求めるため、中村地方協力局長を表敬した三役（12月19日、防衛省）

長から、防衛省の努力に対する感謝を述べながら、国会にて予算が成立するよう、引き続き協力をお願いしました。

その後、翌20日、県選出国会議員の事務所を訪問し、貸貸料予算の満額確保に向けた側面的支援を引き続き求めました。

こうした経緯を経て、12月20日付、政府は令和2年度軍用地等貸貸料予算を概算要求どおり政府予算案として閣議決定しました。

駐留軍用地の返還に係る本会の活動

沖縄における駐留軍用地の返還について(要請)

三役及び関係地主会長は、令和元年10月31日、沖縄防衛局で田中局長へ、「沖縄における駐留軍用地の返還について」の要請を行いました。

同要請は、「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」に基づく返還等によって、地権者へ不安や経済的負担が生じないよう措置等を求めたものです。

要請を受け、田中局長からは「土地連からは、これまでも返還に関する要請を受けており、各地主会からも返還のあり方等について要望がされていることも承知している。防衛省・沖縄防衛局としても、米軍の用に供するために大切な土地を提供いただいている地権者に

不利益を生じさせることはあってはならないと考えているので、基本的には地権者の要望に沿った返還を進めつつ、どうしても必要な分割返還については、地権者へも十分に説明しながら進めていきたい。」旨のコメントがありました。

また、本要請にあたり、同日付、防衛省宛てに要請書を郵送しました。



田中沖繩防衛局長へ要請書を手交する眞喜志会長(10月31日、沖縄防衛局)

「返還跡地助成金」を読谷村地主会へ交付

令和元年7月23日、全役員立会いのもと、眞喜志会長は読谷村地主会の照屋会長に対して、返還助成金42万1千円を交付しました。

この助成金は、返還に係る関係地主会の返還跡地に係る対策を支援することにより、返還跡地の円滑な利用を促進することを目的とした財政的支援です。

今回は、平成27年9月30日に返還された、トリイ通信施設の一部の土地(約3万㎡)に対する「引渡後」の交付となります。



読谷村地主会の照屋会長へ助成金を交付する眞喜志会長(7月23日、土地連会館会議室)

交付を受けた照屋会長からは、「土地連からの支援に大変感謝している。この助成金を跡地利用のためにしっかりと有効活用していきたい」との感謝の言葉がありました。

コラム

進めよう！土地連共済

沖縄海邦銀行の取組について

昨年より政府は少子高齢化社会の処方箋として社会保障制度改革を進めてきました。「年金の受給開始を最長75歳まで引上げ」や「70歳まで就業機会の確保への努力義務」、「一定の所得がある75歳以上の医療負担を2割負担に引上げ」等が議論されました。

そうした超高齢化社会の社会保障制度の変革に対応すべく、当行では多様な商品をラインナップしております。

「終身保険」の活用が出来ます。受取人を指定することができ、契約形態によっては「500万円×法定相続人の数」が非課税金額になり、相続対策に向いているといわれております。

さて、土地連共済会におかれましては、昨年の10月に、35周年を機に融資上限額、融資期間が見直され、利便性が増したものと思われまます。当行においては令和元年12月末現在で約300名の会員様にご利用頂いております。どうぞお気軽に最寄りの窓口にてお問い合わせ頂ければと存じます。

「個人年金保険」での資金運用があります。一時払いか毎月払いにより一定期間運用し、運用後の受給は生存期間中、受け取るタイプや期間を決めて受け取るタイプがあり、公的年金の補完を目的に運用が出来ます。

資金を残す目的であれば「終身保険」の活用が出来ます。受取人を指定することができ、契約形態によっては「500万円×法定相続人の数」が非課税金額になり、相続対策に向いているといわれております。

（営業統括部営業戦略担当）
國吉 淳治

沖繩海邦銀行では社会保障制度の変革に対応するためのセミナーも随時開催しています。

ホームページに「土地連共済ページ」を新設!

土地連共済を利用するにあたっての現在の適用金利の確認や手続きに必要な書類のダウンロードが可能な土地連共済特設ページを作成しました。

スマートフォンで右のQRコードを読み込むと、該当ページに直接アクセスできます。この機会に、ぜひアクセス下さい。



QRコードで簡単アクセス

<https://www.okinawa-tochiren.jp/kyousai>

在日米軍従業員の事前募集について

【インターネット応募】

「LMO」で検索 (<http://www.lmo.go.jp>)



独立行政法人
駐留軍等労働者労務管理機構